



議事（４） 無届の歯科技工所における 歯科技工の防止対策

1



歯科技工所開設の届出

- ・ 歯科技工所を開設した者は届出が必要
（歯科技工士法第21条第1項）
- ・ 無届の歯科技工所が存在することが報告されている
（平成25年1月24日付け通知、平成29年9月7日付け通知）
- ・ 無届の歯科技工所は、管理体制が不十分であったり、構造設備基準を満たしていない等の可能性があり、**作成した補てつ物等が衛生上有害なものとなるおそれもある**
（平成29年9月7日付け通知、令和5年12月11日付け通知）

2

市内の歯科技工士法違反事例

	~R6	R7	R8 (~8月)
無届技工所の発覚 (法21条第1項違反)	0	1	3
無届技工所への再委託 (法23条違反)	0	1	1
計	0	2	4

最近1年半で違反事例が大幅に増加



- ・ 無届の歯科技工所に委託していた歯科診療所あてに通知
(無届の歯科技工所に委託しないよう注意喚起)
- ・ 歯科医師会あてに上記通知を会員に周知依頼 (令和8年7月)

3

今後の対応方針 (案)

市内すべての歯科診療所あてに注意喚起の通知文を郵送

- ・ 無届の歯科技工所に委託しないこと
- ・ 疑義が生じた場合は、確実に開設届等を確認すること
歯科診療所立入検査 (重点項目)
- ・ 委託している歯科技工所を把握 → 届出の有無を確認
歯科技工所立入検査 (重点項目)
- ・ 再委託している歯科技工所を把握 → 届出の有無を確認

4